

# 令和4年度 大和郡山市学校規模適正化等審議会

令和 4年10月28日（金） 14：00～  
市役所3階 307会議室

## ■次 第

1. 開 会

2. 委員紹介

3. 案 件

(1) 会長、副会長の選出

(2) 審議会の経過について

(3) 児童・生徒数等の現状について

(4) 小中一貫教育について

(5) ワーキンググループの経過・視察地の選定について

(6) その他

4. 閉 会

## 大和郡山市学校規模適正化等審議会委員名簿

(任期: R4.6.5~R6.6.4)

区 分	氏 名	所 属	任 期
学識経験を有する者	恒岡 宗司	元奈良学園大学特別客員教授	R4. 6. 5~R6. 6. 4
〃	石川 泰弘	元教育委員会委員	R4. 6. 5~R6. 6. 4
市議会議員	村田 俊太郎	大和郡山市議会議員(教育福祉常任委員長)	R4. 8. 31~R6. 6. 4
学校関係者	小阪 昇	大和郡山市校園長会	R4. 6. 5~R6. 6. 4
PTAの代表者	西川 浩平	大和郡山市PTA連合協議会	R4. 6. 5~R6. 6. 4
自治会の代表者	植村 俊博	大和郡山市自治連合会	R4. 6. 5~R6. 6. 4
その他教育委員会が必要と認める者	中尾 誠人	大和郡山市 副市長	R4. 6. 5~R6. 6. 4
	八木 謙治	大和郡山市 総務部長	R4. 6. 5~R6. 6. 4

## (2) 大和郡山市学校規模適正化等審議会の経過について

### 1. 答申までの経過

平成30年6月、大和郡山市学校規模適正化等審議会を設置し、約2年間（計9回）の審議を経て、令和2年2月、「大和郡山市立小・中学校の学校規模・学校配置の適正化について（答申）」を受ける。

第1回目	H30. 6. 5	第4回目	H31.1.22	第7回目	R 1.10.29
第2回目	H30. 8. 21	第5回目	R 1. 5.28	第8回目	R 1.12.26
第3回目	H30.11.20	第6回目	R 1. 7.30	第9回目	R 2. 2. 4

以上、学校長及び市民アンケートや学校視察などを行い、様々な視点から検討を重ね、子どもの教育環境の向上と活力ある学校づくりの観点から、下記内容について継続的に丁寧に検討を行う事と提言をいただいた。

### 2. 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

(1) 1学級あたりの児童生徒数について

小学校：1学級 21人～30人 中学校：1学級 21人～30人

(2) 1学年あたりの学級数について

小学校：1学年 2学級～3学級 中学校：1学年 4学級～6学級

### 3. 学校配置の適正化に関する基本的な考え方

(1) 通学区域の変更

隣接する学校との通学区域の見直しにより、適正規模の確保を図る。

(2) 学校の統合

隣接する学校との統合により、適正規模の確保を図る。

### 4. 適正化に伴い留意すべき事項

(1) 通学路の安全性の確保

通学距離が長くなる場合は、通学路の安全確保に努め、スクールバス等代替交通手段の導入についても検討する。

(2) 地域とのつながりへの配慮

校区変更や学校統合がやむを得ない状況にあることが理解されるよう、地域への丁寧な説明に配慮する。

(3) 児童生徒への配慮

教職員の加配措置やスクールカウンセラーの配置等、児童生徒の心のケアへの対応に配慮する。

(4) 小中一貫校等の導入

小中一貫校等について、成果と課題を十分に精査した上で、活力ある学校づくりの観点から導入について検討する。

## 5.令和2年度学校規模適正化等審議会での経過について

令和2年11月10日(火) 14:00～ 議会第1委員会室

出席委員： 恒岡会長、福田委員、田中委員、河野委員、中尾委員、八木委員

欠席委員： 石川副会長、植村委員

主に、以下3点

(1) 今後の進め方について

「通学区域の変更」、「学校の統合」及び、「小中一貫校など」について、先進地視察などを行い、調査研究していく。調査研究内容については、必要に応じて審議会へ報告する。

(2) 調査研究の体制、期間について

教育委員会内でワーキンググループを立ち上げ、期間については調査研究を進める中で検討していきたい。

(3) 審議会の開催頻度について

調査研究を進める中で必要に応じて審議会を開催し、意見を伺っていきたい。

以上

## 6.令和3年度学校規模適正化等審議会での経過について

令和4年2月1日(火) 14:00～ 議会第1委員会室

出席委員： 恒岡会長、石川副会長、丸谷委員、田中委員、木多委員、植村委員、中尾委員、八木委員

主に、以下3点

(1) 令和3年度の取り組みについて

コロナ禍のためあまり活動ができなかったが、ワーキンググループの設置要綱を作成した。

(2) ワーキンググループについて

役割については、学校の適正規模や適正配置等に関し、事務局の実行作業部会として調査研究を行うもので、令和4年度については、小中一貫校等について焦点を絞って取組み、具体的にはどのようなものか、メリット・デメリットはなにかを現地視察し、その成果について審議会に報告し意見を伺っていきたい。

(3) 審議会委員の先進地域の視察について

審議会委員の先進地域の視察についても実施していく方向で検討していきます。

以上

### (3) 児童・生徒数等の現状について

#### ○児童数、生徒数、学級数の推移

近年、小学校の児童数は減少傾向が続いており、令和4年度の児童数は、約15年前のH20と比べ市全体で1,157人、23.5%の減、約10年前のH25と比べても695人、15.6%の減の3,769人となっています。また、学級数はH25に比べ24学級減の138学級となっています。

#### 【小学校児童数、学級数の推移】

施設名	項目	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	H25-R4 増減数	増減率
郡山南小	児童数	615	610	629	587	577	570	535	△75	-12.3%
	学級数	20	20	19	20	20	20	19	△1	-5.0%
筒井小	児童数	415	409	370	368	354	342	310	△99	-24.2%
	学級数	14	14	12	12	12	12	12	△2	-14.3%
矢田小	児童数	309	287	225	215	208	211	218	△69	-24.0%
	学級数	13	12	9	9	9	9	9	△3	-25.0%
平和小	児童数	354	352	283	279	260	245	249	△103	-29.3%
	学級数	13	12	11	10	9	8	9	△3	-25.0%
治道小	児童数	123	68	92	85	92	90	86	18	26.5%
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	0	0.0%
昭和小	児童数	482	443	383	394	384	367	349	△94	-21.2%
	学級数	17	15	14	13	12	12	12	△3	-20.0%
片桐小	児童数	557	467	399	380	387	375	348	△119	-25.5%
	学級数	18	17	14	13	14	13	13	△4	-23.5%
郡山北小	児童数	676	598	574	563	553	553	549	△49	-8.2%
	学級数	23	20	19	19	19	19	19	△1	-5.0%
片桐西小	児童数	506	425	443	430	450	423	408	△17	-4.0%
	学級数	17	15	17	17	17	16	15	0	0.0%
郡山西小	児童数	540	483	483	486	474	487	503	20	4.1%
	学級数	19	18	18	18	17	18	17	△1	-5.6%
矢田南小	児童数	349	322	280	259	246	233	214	△108	-33.5%
	学級数	13	13	11	11	8	7	7	△6	-46.2%
合計	児童数	4926	4464	4161	4046	3985	3896	3769	△695	-15.6%
	学級数	173	162	150	148	143	140	138	△24	-14.8%

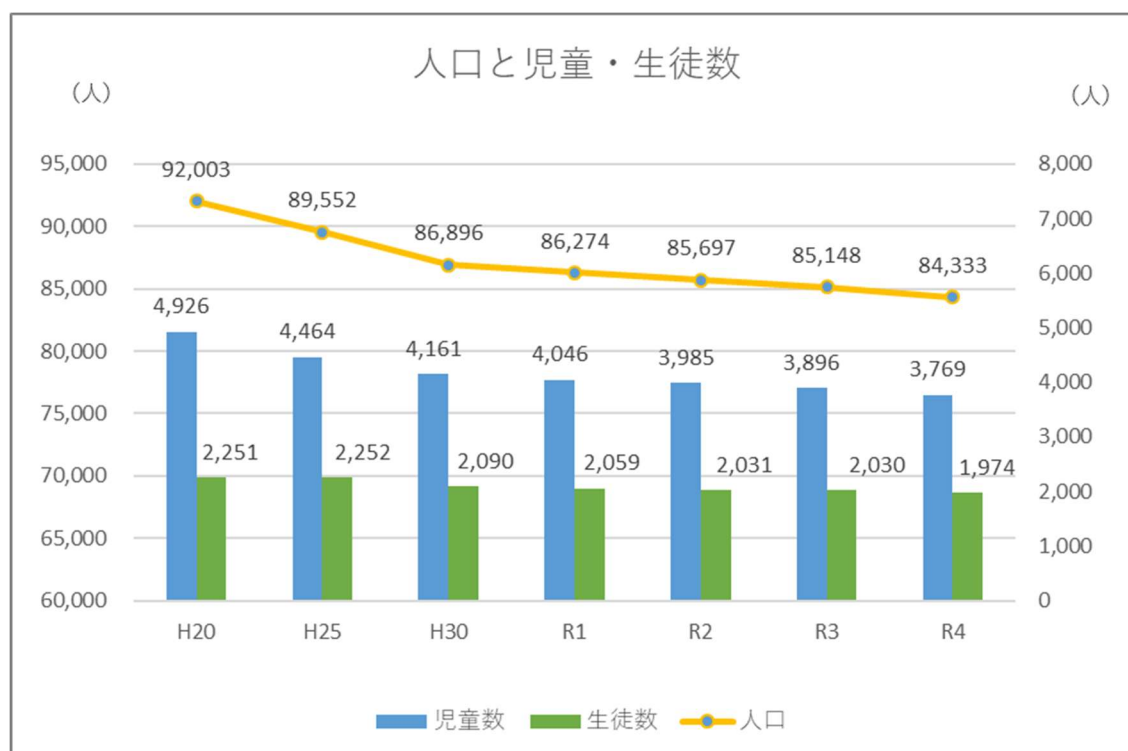
※学級数は特別支援学級を除く

中学校の生徒数においても、小学生と同様の減少傾向で、令和4年度の生徒数は約15年前のH20と比べ市全体で277人、12.3%の減、約10年前のH25と比べても278人、12.3%の減の1,974人となっています。また、学級数はH25に比べ14学級減の58学級となっています。

【中学校生徒数、学級数の推移】

施設名	項目	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	H25-R4 増減数	増減率
郡山中	生徒数	808	814	734	761	761	777	744	△70	-8.6%
	学級数	23	25	21	22	22	22	21	△4	-16.0%
郡山南中	生徒数	491	598	554	501	471	462	484	△114	-19.1%
	学級数	15	18	17	16	14	14	14	△4	-22.2%
郡山西中	生徒数	356	324	344	325	319	291	291	△33	-10.2%
	学級数	12	11	12	10	11	9	9	△2	-18.2%
郡山東中	生徒数	266	209	177	177	173	172	147	△62	-29.7%
	学級数	9	7	6	6	6	6	5	△2	-28.6%
片桐中	生徒数	330	307	281	295	307	328	308	1	0.3%
	学級数	12	11	9	10	10	10	9	△2	-18.2%
合計	生徒数	2251	2252	2090	2059	2031	2030	1974	△278	-12.3%
	学級数	71	72	65	64	63	61	58	△14	-19.4%

※学級数は特別支援学級を除く



○児童数・生徒数、学級数（令和4年5月1日現在）

（小学校）

R4.5.1

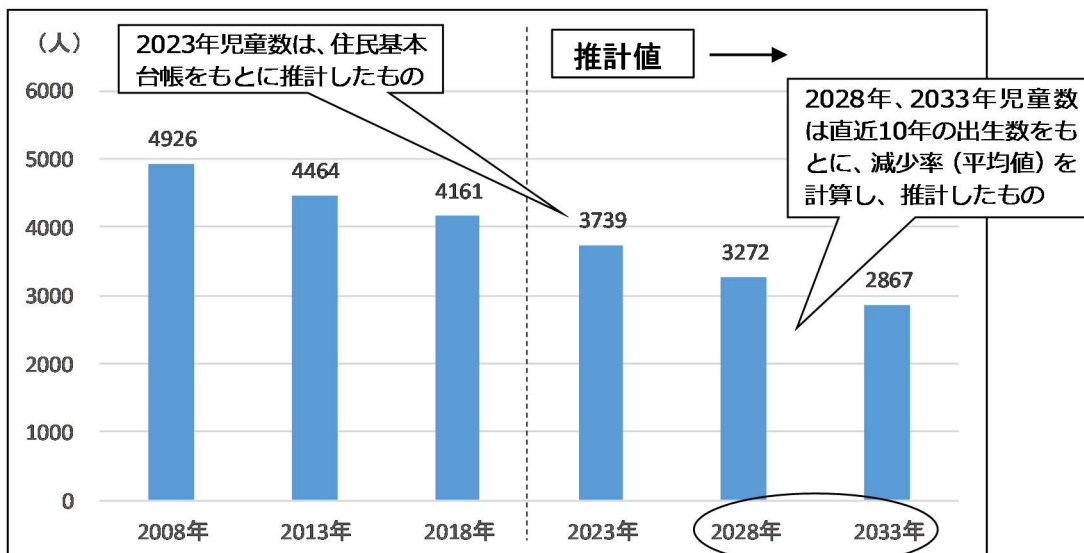
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	小計	特別支援学級	合計
郡山南小	児童数	72	94	87	77	98	83	511	24	535
	学級数	3	3	3	3	4	3	19	5	24
筒井小	児童数	40	56	51	50	53	48	298	12	310
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	4	16
矢田小	児童数	41	35	36	31	32	28	203	15	218
	学級数	2	2	2	1	1	1	9	5	14
平和小	児童数	43	34	32	50	35	48	242	7	249
	学級数	2	1	1	2	1	2	9	2	11
治道小	児童数	11	9	16	15	11	21	83	3	86
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	2	8
昭和小	児童数	46	46	57	60	63	52	324	25	349
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	5	17
片桐小	児童数	36	46	74	51	58	66	331	17	348
	学級数	2	2	3	2	2	2	13	4	17
郡山北小	児童数	87	85	76	79	93	101	521	28	549
	学級数	3	3	3	3	3	4	19	7	26
片桐西小	児童数	59	58	79	64	53	73	386	22	408
	学級数	2	2	3	3	2	3	15	5	20
郡山西小	児童数	86	79	76	77	93	70	481	22	503
	学級数	3	3	3	3	3	2	17	7	24
矢田南小	児童数	27	32	33	33	39	33	197	17	214
	学級数	1	1	1	1	2	1	7	4	11
合計	児童数	548	574	617	587	628	623	3577	192	3769
	学級数	23	22	24	23	23	23	138	50	188

（中学校）

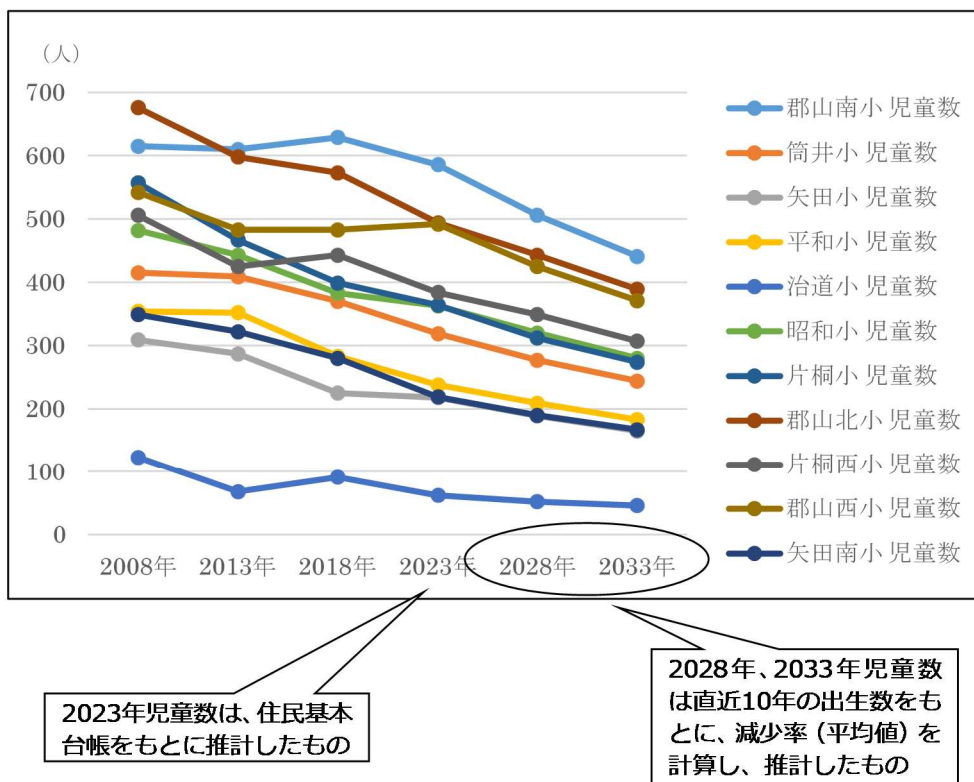
R4.5.1

		1年生	2年生	3年生	小計	特別支援学級	計
郡山中	生徒数	245	239	245	729	15	744
	学級数	7	7	7	21	4	25
郡山南中	生徒数	155	160	145	460	24	484
	学級数	5	5	4	14	6	20
郡山西中	生徒数	95	84	103	282	9	291
	学級数	3	3	3	9	2	11
郡山東中	生徒数	37	52	54	143	4	147
	学級数	1	2	2	5	2	7
片桐中	生徒数	88	105	101	294	14	308
	学級数	3	3	3	9	2	11
合計	生徒数	620	640	648	1908	66	1974
	学級数	19	20	19	58	16	74

■小学校児童数の推移（全体）

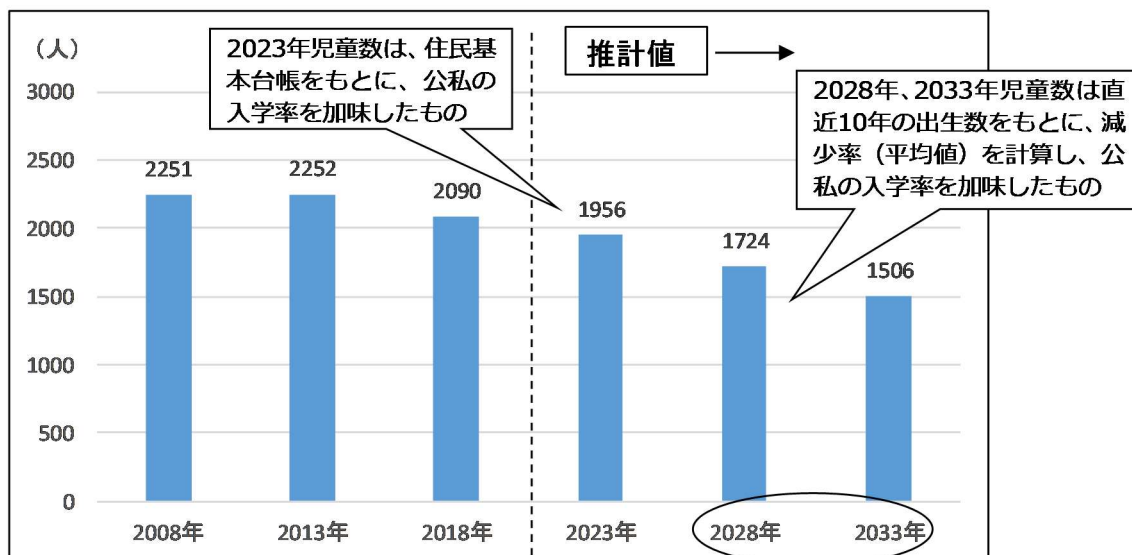


■小学校児童数の推移（学校別）

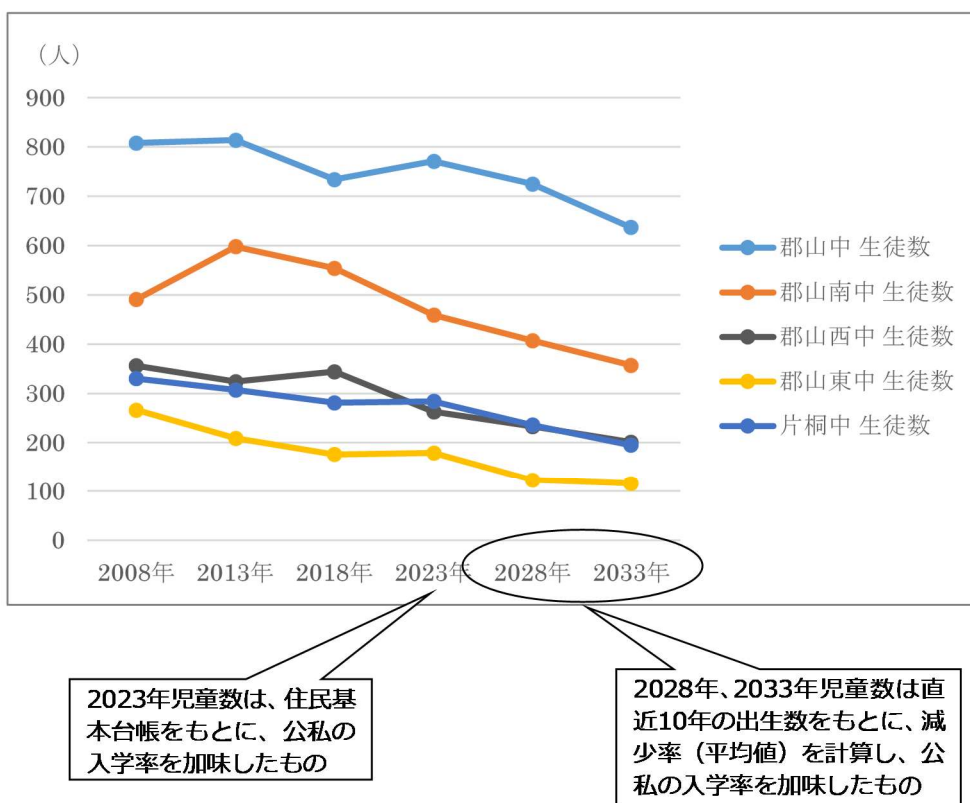




■中学校生徒数の推移（全体）



■中学校生徒数の推移（学校別）



(4) 小中一貫教育について

○小中一貫教育に関する制度の3つの類型

(参考) 小中一貫教育に関する制度の類型				
	義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校		
		中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校	
設置者	—	同一の設置者	異なる設置者	
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年、中学校3年		
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		
		小学校と中学校における教育を一貫して実施するためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件 例) ① 関係校を一体的にマネジメントする組織を設け、学校間の総合調整を担う校長を定め、必要な権限を教育委員会から委任する ② 学校運営協議会を関係校に合同で設置し、一体的な教育課程の編成に関する基本的な方針を承認する手続を明確にする ③ 一体的なマネジメントを可能とする観点から、小学校と中学校の管理職を含め全教職員を併任させる	中学校併設型小学校と小学校併設型中学校を参考に、適切な運営体制を整備すること	
免許	原則小学校・中学校の両免許状を併有 ※ 当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること		
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成			
特例 教育課程の	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替え・移行	○	○	×
施設形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型			
設置基準	前期課程は小学校設置基準、後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用		
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校、中学校それぞれ12学級以上18学級以下		
通学距離	おおむね6km以内	小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内		
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等		

### ①義務教育学校

- (1) 1人の校長の下で1つの教職員集団が一貫した教育課程を編成、実施する9年生の学校で教育を行う形態

### ②小中一貫型小学校・中学校

- ・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育をする形態

#### (2)併設型小学校・中学校（設置者は同一の市町村）

- ・同一の設置者が設置し、小学校・中学校はそれぞれ組織として独立しており、校長は各学校に1人。

#### (3)連携型小学校・中学校（一部事務組合等を設立し設置者が異なる）

- ・設置者が複数存在し、小学校・中学校はそれぞれ組織として独立しており、校長は各学校に1人。

※なお、義務教育学校、小中一貫型小・中学校のいずれにおいても施設一体型や施設隣接型、施設分離型といった施設形態にかかわらず設置を可能とする。

## ○導入の目的・効果

### ○目的

小中一貫校の大きな目的は「中1ギャップ」とよばれる、子どもたちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす現象の抑制。

### ○効果

#### ○児童生徒の能力や個性の伸長

- ・9年間の系統的・継続的な一貫した教育が可能となり、小学校と中学校の授業内容の連続性を図ることにより、学力向上が期待できる。
- ・小・中学校間の引き継ぎがスムーズになり、一人一人に合ったきめ細やかで系統的・継続的な指導により、一人一人の能力や個性をより伸ばすことが期待できる。

#### ○コミュニケーション機会の増大

- ・小学生が中学校へ入学する際、不必要な不安が減少し、スムーズな接続が可能となることから、中1ギャップや不登校の解消や減少が期待できる。
- ・小学生が、中学生の姿を見て、自分自身の将来の具体的なめざす姿を思い描くことができる。
- ・中学生が、自分の役割や立場を自覚し、自尊感情を高めることにより自分の行動に責任を持つようになる。

### ○教職員の意識改革

- ・小・中学校の教職員同士が互いに交流し、学び合うことで、義務教育9年間で児童生徒を育てるという意識改革を図ることができる。
- ・小学校のきめ細やかな授業と、中学校の教科の専門性の高い授業が融合し、互いの授業の質が高くなることが期待される。
- ・学習指導や生徒指導において、小学校と中学校の教職員が連携することにより、小学校6年間、中学校3年間で途切れがちな教育をつないだ系統的な指導が可能になる。

### ○地域との連携推進

- ・小・中学校が連携・協力して、これまで以上に地域とのかかわりや連携を深め、地域から信頼される学校教育を推進することができる。
- ・地域との信頼関係のもと、地域の協力や教育力を効果的に生かした学校づくりを進めることができる。
- ・その結果、地域に愛着と誇りをもつ児童生徒を育成することができる。

### ○メリット、デメリット

#### ○メリット

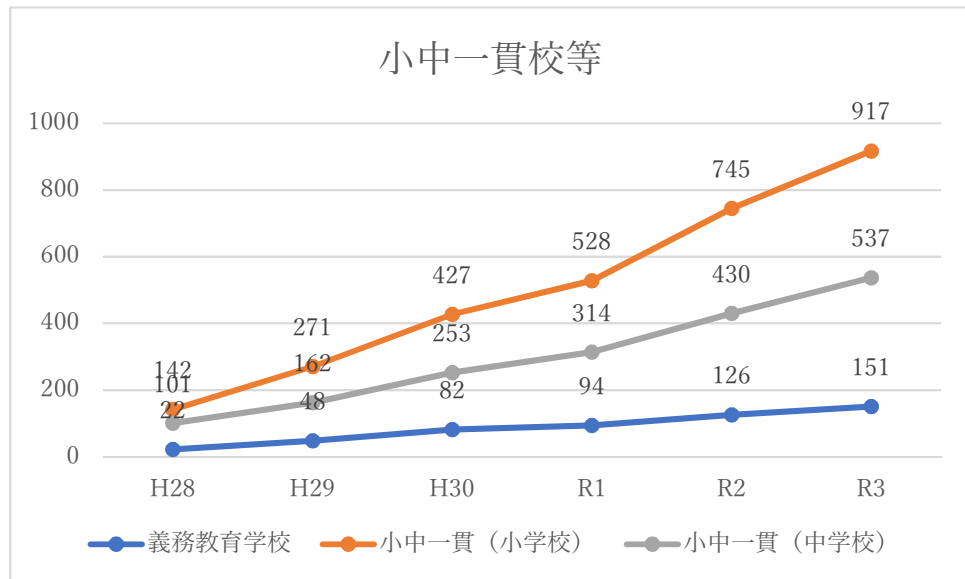
- ・小学校から中学校への接続がスムーズに行うことができ、中1ギャップ、不登校の減少につながる
- ・小学校時の学習で定着しきれなかった内容を中学校の課程において補うことが容易になる
- ・異年齢とのコミュニケーションの機会が増える
- ・小学生の中学生へのあこがれや中学生の小さい子への思いやりが育まれる
- ・小学校の時から子どもを見続けている先生が中学校にもいるので安心であるなど

#### ○デメリット

- ・小学校と中学校の節目がなくなり、新たな気持ちの切り替えや進学する充実感がなくなる可能性がある
- ・小学校と中学校の組織文化、習慣の違いが大きく、その調整に時間がかかるなど
- ・9年間同じ環境で過ごすため、友人関係などが途中でこじれた場合リセットしにくいので、いじめ問題等が悪化する可能性もある

○導入状況等  
(全国)

学 校 数	H28	H29	H30	R1	R2	R3
義務教育学校	22	48	82	94	126	151
小中一貫（小学校）	142	271	427	528	745	917
小中一貫（中学校）	101	162	253	314	430	537



(5) ワーキンググループ視察地の選定について

視察候補地

○奈良市（人口 R4. 8. 1 352, 397 人）

- ・田原小中学校（H17. 4～併設型・施設一体型）
- ・富雄第三小中学校（H23. 4～併設型・施設一体型 新築）
- ・ならやま小中学校（旧平城西中学校）（R4. 4～併設型・施設一体型 新築）
- ・月ヶ瀬小中学校（H29. 4～併設型・施設一体型）

○生駒市（人口 R4. 8. 1 118, 134 人）

- ・生駒北小中学校（H29. 4～併設型・施設一体型 新築）

○御所市（人口 R4. 7. 31 24, 253 人）

- ・葛小中学校（H22. 4～併設型・施設一体型）

○王寺町（人口 R4. 6. 30 24, 111 人）

- ・王寺北義務教育校（R4. 4～施設一体型 新築）
- ・王寺南義務教育校（R4. 4～施設分離型 王寺南小・王寺南中）

○宇治市（人口 R4. 5. 1 182, 981 人）

- ・宇治黄檗（おうばく）学園（H22. 4～併設型・施設一体型 新築）

○池田市（人口 R4. 6. 30 103, 596 人）

- ・池田市立ほそごう学園（H27. 4～併設型・施設一体型）  
（H30. 4～義務教育学校・施設一体型）

(生駒市・生駒北小中学校)

1.学校概要

教育目標 : 自ら考え行動し、未来を切り開く児童生徒の育成

所在地 : 生駒市高山町6794番地

施設形態 : 施設一体型

児童生徒数 : (R4.5.1時点)

学年	小学校								中学校					小中
	1	2	3	4	5	6	特支	計	1	2	3	特支	計	合計
児童生徒数	20	26	17	22	32	18	9	144	25	23	26	2	76	220
学級数	1	1	1	1	1	1	4	10	1	1	1	2	5	15

2.導入経緯

【検討開始のきっかけ】

高山地区の児童生徒数は年々減少し、近い将来単学級編成になる見込みであった。また、老朽のための建て替えの時期でもあったことから、学校施設を一新し小中一貫校の開設を検討することとなった。

【具体的な経緯】

平成25年～平成27年 小中一貫教育懇話会・小中一貫校準備会議

平成28年 生駒北小中学校による小中一貫教育の開始

平成29年 新校舎での教育開始

3.小中一貫教育の取組概要

【ねらい】

小学校から中学校まで一貫した教育方針のもと、地域に根ざした特色ある教育を目指す。また、9年間同じ校舎で生活し交流を深め、豊かな人間関係を築くことで、学習や生活にとまどうことなく安心して進学ができる環境を目指す。これらの取組で、高山地区の魅力を高め、児童・生徒数の減少に歯止めをかけることを目的とする。

【施設活用】

施設一体型のため、距離はなし

【教職員体制】

校長：1名配置 教頭：小中それぞれに配置

【教育課程特例・区切り・区切りを意識させる学校行事等】

教育課程特例：実施なし 区切り：6-3

学校行事：

【教科担任制・教員の相互乗り入れ】

教員の相互乗り入れ：小学校指導員が中学校の音楽・体育に、中学校指導員が小学校の数学・算数・英語・図工（3・4・5年生）・理科（6年生）・家庭科（5・6年生）に乗り入れ

【児童生徒の異学年交流の工夫】

学校行事を小中合同で行う。（始業式、終業式、入学式運動会、文化発表会、避難訓練等）

【市町村教育委員会等による支援】

スクールサポートスタッフの導入による教職員の負担削減。

1人1台端末の導入及びICT指導員の導入等。

【その他】

小学校5・6年生は授業の一単位時間を50分としている。

(市町村・学校名)

王寺町立王寺北義務教育学校

### 1.学校概要

教育目標：「学び続けて未来を拓く」 ～自律・挑戦・協創～

所在地：奈良県北葛城郡王寺町本町1丁目20番45号

施設形態：施設一体型義務教育学校

児童生徒数：(R4.5.1時点)

学年	※前期課程							※後期課程				特支	小中 合計
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計		
児童生徒数	127	121	130	111	122	101	712	98	100	73	271	44	1027
学級数	4	4	4	4	4	3	23	3	3	3	9	8	40

### 2.導入経緯

#### 【検討開始のきっかけ】

王寺町教育振興ビジョンの策定（平成27年12月）

平成27年4月に国の法律が改正され、社会全体が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが心豊かでたくましく生き抜く力を身に付け、力強く未来を切りひらいていくとともに、地域や社会を支える人づくりを進める教育を振興していくことが求められていることから、本町の教育の大綱である「王寺町教育振興ビジョン」を策定した。

ビジョンの基本方針の1つである「確かな学力を育む」の基本施策「学習環境の整備」の取組として、小中一貫教育（義務教育学校）の推進を掲げている。

#### 【具体的な経緯】

##### 1. 王寺町義務教育学校設置検討懇話会の設置（平成28年5月）

王寺町教育振興ビジョンの推進に向け、その核となる小中一貫教育（義務教育学校）の取組を専門的に検討するため、学識経験者や住民代表の構成による「王寺町義務教育学校設置検討懇話会」を設置し、今後の児童生徒数の見通しや学校の適正規模も視野に、既に全国の市町村で取り組まれている小中一貫教育の成果を踏まえるとともに、学校施設の約7割が老朽化している現状も考慮しながら、本町の今後の義務教育のあり方について議論を重ねた。その結果、『教育の質の向上はもちろんのこと、老朽化している施設を整備することにより、未来を担う子どもたちに充実した学びの環境を提供できるものであり、「義務教育学校」を設置すべきである。』との結論に達した。

##### 2. 王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針の策定（平成29年2月）

「王寺町義務教育学校設置検討懇話会」での結論を踏まえ、町内にある3小学校と2中学校の5校を2校の義務教育学校に再編・整備する「王寺町義務教育学校設置に向けた基本方針」を策定した。

##### 3. 王寺町義務教育学校推進委員会の設置（平成29年7月）

義務教育学校設置に向け、教育課程や施設設備、総務（学校運営・通学路等）に関する事項を協議するため、学識経験者や住民代表、学校関係者などで構成された「王寺町義務教育学校推進委員会」を設置した。具体的に教育課程や施設設備、総務の3つのプロジェクトチームにより、調査・研究を行い、その報告・提案を委員会で協議しながら、本町に相応しい義務教育学校が設置できるよう進めてきた。

### 3.小中一貫教育の取組概要

#### 【ねらい】

・9年一貫した教育により、子どもたちの成長の節目に配慮した教育課程を編成し、実施することで、義務教育全体の質の向上が期待されること。

・新たな施設整備や改修により、未来を担う子どもたちに、充実した学びの環境を提供できること。

#### 【施設活用】



## 1. 交流・連携を促す工夫

### メディアセンターを配置

様々な学年が交流を深められるよう、図書室機能をもった様々な学習環境をサポートする情報発信の拠点として、児童生徒が訪れやすい校舎中央の空間にメディアセンターを配置するとともに1階から4階まで大きな吹き抜けとシンボリックな大階段で、演奏会などのイベントを実施する。

### ランチルームを配置

### 多目的スペースや多目的教室を配置

### 教師ステーションを2Fから4Fに配置

職員室から離れる各階には児童生徒のそばに教職員が常にいる環境を提供する。児童生徒一人一人の行動を把握しやすくし、きめ細かな指導を行うことが可能。

## 2. 快適な学習環境

### ICT環境の充実

普通教室等の黒板にスライド式超短焦点型プロジェクターを備え付けるほか、次世代の通信規格にも対応できるよう高速大容量（10GB）の校内通信ネットワークを整備。

### 1,000人を超える児童生徒の共用に配慮した校舎・体育館、運動場の確保

校舎・体育館については、公立学校施設整備事業の児童生徒数に対する補助上限延床面積である約16,000㎡を確保。また、運動場については小学校・中学校設置基準による約12,000㎡を確保している。

### 大小のグラウンド・大中小の体育館を確保

大小のグラウンドや体育館を複層化することにより、大体育館、中体育館、小体育館、ギャラリーなど、多様な目的に活用できるスペースを確保し、授業の割当の調整が可能。

### 全学年にゆとりのある教室を配置

標準的な教室の設計である63㎡を上回る72㎡（3～9年）の教室を配置。さらに、教室内での活動が主となる低学年（1～2年）には96㎡と、より大きな教室を配置している。

## 3. その他

### 新給食施設を配置

完全ドライシステムで、食育の推進や食物アレルギーにも対応した町内すべての学校（幼稚園含む）に安心で安全な給食が提供できる。

## 【教職員体制】

校長1、副校長1、教頭2（前期課程1、後期課程1）、県費教職員・講師、町費講師・職員等

## 【教育課程特例・区切り・区切りを意識させる学校行事等】

《学年区切り》

### 4-3-2制

《特色ある教育》

### 1. グローバル化への対応（英語教育の推進）

9年間の系統的なカリキュラムに基づき、1年生からネイティブスピーカーであるALTを活用し、発達段階に応じた実践的な英語教育を進める。特に、5・6年生からは、専科制を導入し、より専門性を高めた指導を行う。また、9年生で50%以上の英検3級以上取得をめざす。

### 2. 「和（やわらぎ）」プロジェクトの推進

ふるさと王寺の理解と愛情を育む教育として、学校屋上の展望デッキからの眺望や王寺町にある明神山山頂のライブカメラを活用し、世界遺産を見渡すなど、地理や歴史、自然などを学び、王寺町の一員としての関わり方を考え、将来にわたり、ふるさと王寺を愛し誇れる人間の育成を進める。

### 3. 情報化への対応

### AIを活用した個別最適化学習

間違っただけでなく、正解した問題についても十分理解できているかどうかなどをAIにより分析を行い、個々の理解度や苦手分野に合わせた予習・復習教材を提供し、一人一人に適した学習を行う。

### 読解力の向上（リーディングスキル）

全ての学習活動における基礎的な力は、読解力の向上が必要不可欠である。このことから、個人や学校全体としての読解力の課題をリーディングスキルテストにより分析し、その結果に基づき、個人及び学校の課題を設定し、問題解決に必要な情報を様々な方法で収集・選択・比較・分類して、読み解く力の向上と考えを表現し深めていく力を育む。

### 【教科担任制・教員の相互乗り入れ】

算数、英語、理科、音楽、家庭、図工、体育

### 【児童生徒の異学年交流の工夫】

ランチルームを配置

異学年交流や地域の交流の場として、相互の交流を深められるランチルームを配置。異学年と食事を取る機会を設けることや、集会や会議室への活用ができる。

多目的スペースや多目的教室を配置

同学年のグループ学習や異学年との合同授業など、多様な学習形態に柔軟に対応できる多目的スペースや、学級数の変動や少人数指導にも対応できるよう多目的教室を配置。

### 【市町村教育委員会等による支援】

#### 1. 環境面の支援

《交流・連携を促す工夫》

メディアセンターを配置

ランチルームを配置

教師ステーションを2Fから4Fに配置 等

《快適な学習環境》

ICT環境の充実

1,000人を超える児童生徒の共用に配慮した校舎・体育館、運動場の確保

大小のグラウンド・大中小の体育館を確保

全学年にゆとりのある教室を配置 等

《その他》

新給食施設を配置

#### 2. 職員の支援

町費常勤講師・非常勤講師等支援

#### 3. 通学路の支援

通学路交通規制、樹木の伐採、ネットフェンスの設置、グリーンラインの設置 等

王寺町地域ぐるみ学校見守り隊の結成（現在約150名による横断歩道での定点見守り、引率実施）

#### 4. その他の支援

教育課程関係（各教科カリキュラム、特色ある教育活動、小々小中連携、相互乗り入れ授業、日課表等）、両免許取得支援事業、先行校視察、制服検討委員会・校歌検討委員会・新PTA組織に向けての役員会等の設置・運営等各アンケートの実施・集計等（校名、制服、校歌関係）、校旗・校章関係 等々

### 【その他】

## (池田市・ほそごう学園)

### 1.学校概要

教育目標 : 確かな学力と豊かな人権感覚の育成を仲間とともに

所在地 : 大阪府池田市伏尾台3-14

施設形態 : 施設一体型

児童生徒数 : (R4.5.1時点)

学年	義務教育学校										合計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	特支	
児童生徒数	35	50	51	53	64	55	54	45	58		465
学級数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	30

### 2.導入経緯

#### 【検討開始のきっかけ】

以下の内容を推進するため、小中一貫教育の研究を進めることとなった。

- ① 学習指導要領のもと、「教育のまち池田」特区での実践(外国語活動、科学・情報の時間、少人数指導)を生かした取り組みを進める
- ② めざす子ども像の共有化を図り、各中学校区の特色(地域学習・自然体験・人権教育等)を生かした教育を、中学校区協働で進める
- ③ 「4・3・2」の教育区分を基に、幼児期からの連携を図りながら、義務教育9年間の連続し一貫した教育課程を編成・実施し、後期中等教育へとつなげる
- ④ 学校・家庭・地域が一体となり、「地域の子どもは地域で育てる」学校・まちづくりを進める

#### 【具体的な経緯】

- ・平成20年度 細河中学校区研究開始
- ・平成21年度 石橋中学校区研究開始
- ・平成22年度 北豊島中学校区研究開始
- ・平成23年度 池田中学校区・渋谷中学校区研究開始
- ・平成26年度 全中学校区を「〇〇学園」(愛称)とし、小中一貫教育を本格実施
- ・平成27年度 施設一体型小中一貫校ほそごう学園(細郷小学校・細郷中学校)開校
- ・平成30年度 義務教育学校ほそごう学園開校

### 3.小中一貫教育の取組概要

#### 【ねらい】

幼稚園・保育所(園)と小学校とのつながりを円滑にするとともに、義務教育9年間を一体的に捉えた小中一貫教育を全市的に展開し、学習面や生活面において一貫性・継続性のある指導を充実させ、子どもたち一人ひとりの豊かな学びと育ちへとつながる教育を推進する。また、小中一貫教育の研究内容や成果について、積極的に発信する。

#### 【施設活用】

施設一体型のため、距離はなし

#### 【教職員体制】

校長：1 副校長：1 教頭：2

兼務発令の状況：一部

#### 【教育課程特例・区切り・区切りを意識させる学校行事等】

教育課程の特例：なし

区切り：4-3-2制

学校行事等：体育大会、文化発表会など

#### 【教科担任制・教員の相互乗り入れ】

教科担任制：5・6年生中心に英・理・音・家・図・体の教科担任制(図・体は後期課程教員による授業)

#### 【児童生徒の異学年交流の工夫】

各種行事、児童・生徒会など

#### 【市町村教育委員会等による支援】

小中一貫教育推進委員会、小中一貫教育推進協議会、小中一貫教育チーフコーディネーターの配置

#### 【その他】

## 小中一貫校視察に向けた質問について

大和郡山市教育委員会

### 開校前

- ・保護者・地域への周知方法（時期、内容ほか）
- ・校区の設定や校区外入学等について

### 開校後 実際の現在の運営におけるメリット、デメリット（ハード面、ソフト面）

#### \*おもに児童生徒の様子について

- ・「中1ギャップ」等がなくなると期待されているが、実際はどうか
- ・人間関係が9年間固定しやすいことのメリット・デメリット
- ・小学校卒業時に受験をし、他の中学校に行く児童の割合や、転出入について
- ・小学校最高学年や卒業、中学校入学の実感等、児童生徒の学年についての自覚について
- ・いじめ問題等への取組について
- ・実際に届いた保護者の小中一貫校への思い

#### \*おもに教育や教職員について

- ・小中一貫教育ならではの教育内容や指導体制で独自のカリキュラムについて
- ・運動会や文化祭等、学校行事の小中学校合同開催について
- ・異学年間での児童生徒交流
- ・6-3制とは異なる学年区分を導入しているか？またされている場合のメリット・デメリット
- ・小学校での教科担任制の導入や担任の持ち上がり等、教員間の相互乗り入れによる指導について
- ・教員の増員・確保について、小中免許保持者の総数や配置について
- ・小中の校務分掌の形式について
- ・小中一貫になることにより、働き方が改善されたこと
- ・職員会議の持ち方について
- ・小中学校での教員の交流の実態について（クラブ活動含む）

#### \*おもに施設設備について

- ・施設一体型の場合、体格差の違いによる注意点や小中の授業時間の違いによる注意点  
(例：チャイム等)
- ・学年数、学級数が一校に増えることによる、体育科や運動場、プール等の施設・設備の利用スケジュール調整について
- ・通学距離が遠くなる児童のスクールバス（集合場所や集合時間）、生徒の自転車通学に関する  
こと
- ・施設分離式の場合、校区の小学校が2校の場合は小学校をまとめるのか

## ◆大和郡山市立小・中学校の規模適正化等に向けてのワーキンググループ名簿

R4.6.1

	所 属	役 職	氏 名
座 長	学校教育課	課長	福西宏文
副 座 長	教育総務課	教育総務課係長	細井久幸
委 員	生涯学習課	生涯学習課係長	藤原直樹
委 員	学校教育課	指導係長	山口弘一
委 員	学校教育課	指導主事	武田友紀
委 員	小 学 校	小学校教員代表	神崎寿人(郡山南小学校教頭)
委 員	中 学 校	中学校教員代表	高田吉寿(郡山中学校教頭)

## 大和郡山市学校規模適正化等審議会条例

### (設置)

第1条 大和郡山市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の適正規模及び適正配置等について調査審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大和郡山市学校規模適正化等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、大和郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。
- (2) 学校の将来構想に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

### (組織)

第3条 審議会は、委員8人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 学校関係者
- (4) P T Aの代表者
- (5) 自治会の代表者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育総務課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 この条例の施行後、最初に行われる審議会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(72) 大和郡山市学校規模適正化等審議会の委員

別表第1に次のように加える。

72	大和郡山市学校規模適正化等審議会の委員	日額 13,800円
----	---------------------	------------